２　前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号（第三号及び第八号を除く。）（法第十九条の三第二項及び法第二十一条第五項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

３　（略）

（先進船舶導入等計画の認定の申請）

第四十二条の九　法第三十九条の十一第一項の規定により先進船舶導入等計画の認定を申請しようとする者は、第十四号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

２　前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一　既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

二　法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　個人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

３　第一項の場合において、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項又は第二十三条の三十六第一項の許可	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第十四号様式による特例許可申請書

（手数料）

第四十七条　法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第十一号に規定する者にあつては別表第一に定める額とする。

２　（略）

３　法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第十二号に規定する者にあつては千三百五十円とする。

４・５　（略）

（職権の委任）

第四十八条　海上運送法施行令（次条において「令」という。）第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる職権（同条第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一～五　（略）

２　前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号（第三号及び第八号を除く。）（法第十九条の三第二項及び法第二十一条第五項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

３　（略）

（先進船舶導入等計画の認定の申請）

第四十二条の九　法第三十九条の十一第一項の規定により先進船舶導入等計画の認定を申請しようとする者は、第十四号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

２　前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一　既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

二　法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　個人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

３　第一項の場合において、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項又は第二十三条の三十二第一項の許可	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第十四号様式による特例許可申請書

（手数料）

第四十七条　法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第一号に規定する者にあつては別表第一に定める額とする。

２　（略）

３　法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第二号に規定する者にあつては千三百五十円とする。

４・５　（略）

（職権の委任）

第四十八条　海上運送法施行令（次条において「令」という。）第四条第一項各号に掲げる職権（同条第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一～五　（略）